

さぼうほう 砂防法

せいてい せい せい せい せい
制定 明治30年 3月30日 法律第29号

さいきんかいせい へいせい せい せい せい
最近改正 平成11年12月22日 法律第160号

しこう へいせい せい せい せい
施行 平成13年 1月 6日

だいいちしょう そうそく
第一章 総則

だいにしょう とちのせいげんおよびさぼうせつび
第二章 土地ノ制限及砂防設備

だいさんしょう さぼうにかんするひょうのふたん とちしやうしやのけんりぎむならびにしゆうにゆうなど
第三章 砂防ニ関スル費用ノ負担、土地所有者ノ権利義務並収入等

だいにしょう けいさつ かんたくおよびきようせいてづき
第四章 警察、監督及強制手続

だいにしょう ほんそく
第五章 補則

だいろくしょう ふそく
第六章 附則

だいいちしょう そうそく 第一章 総則

だいいちしょう 第1条

このほうりつにおいてさぼうせつびとしようするはこくどうつうだいじんのしていしたるとちにおいてちすいじゆうさぼうの
此ノ法律ニ於テ砂防設備ト称スルハ国土交通大臣ノ指定シタル土地ニ於テ治水上砂防ノ

ためせつするものをいひさぼうこうじとしようするはさぼうせつびのためにしこうするさぎょうをいふ
為施設スルモノヲ謂ヒ砂防工事ト称スルハ砂防設備ノ為ニ施行スル作業ヲ謂フ

だいにしょう 第2条

さぼうせつびをしようするとちまたはこのほうりつによりちすいじゆうさぼうのためいていのこういをきんしもしくはせいげんすへき
砂防設備ヲ要スル土地又ハ此ノ法律ニ依リ治水上砂防ノ為一定ノ行為ヲ禁止若ハ制限スヘキ

とち はこくどうつうだいじんこれをしていす
土地ハ国土交通大臣之ヲ指定ス

だいさんしょう 第3条

このほうりつにきていしたるじこうはせいれいのさだむるところにしたがひこくどうつうだいじんのしていしたるとちの
此ノ法律ニ規定シタル事項ハ政令ノ定ムル所ニ従ヒ国土交通大臣ノ指定シタル土地ノ

はんいがいにおいてちすいじょうさぼうのためしせつするものにじゅんようすることをえ
範囲外ニ於テ治水上砂防ノ為施設スルモノニ準用スルコトヲ得

だいさんじょうの に 第3条ノ2

このほうりつにきていしたるじこうにしてさぼうせつびにかんするものはせいのさだむるところにしたがひだいにじょうに
此ノ法律ニ規定シタル事項ニシテ砂防設備ニ関スルモノハ政令ノ定ムル所ニ従ヒ第二条ニ
よりこくどうつうだいじんのしていしたるとちにそんするせいをもてさだむるてんねんのかがんにしてさいがいによりち
依リ国土交通大臣ノ指定シタル土地ニ存スル政令ヲ以テ定ムル天然ノ河岸ニシテ災害ニ因リ治
すいじょうさぼうのためふつきゅうをひつようとするもの いちじるしきけつかいはまたまいぼつにかかわるものにかぎる にじゅんようす
水上砂防ノ為復旧ヲ必要トスルモノ（著 シキ欠壊又ハ埋没ニ係ルモノニ限ル）ニ準用ス

だいにしやう とちのせいげんおよびさぼうせつび 第二章 土地ノ制限及砂防設備

だいやんじょう 第4条

① だいにじょうによりこくどうつうだいじんのしていしたるとちにおいてはとどうふけんちじはちすいじょうさぼうの
第2条ニ依リ国土交通大臣ノ指定シタル土地ニ於テハ都道府県知事ハ治水上砂防ノ
ためいついのこういをきんしもしくはせいげんすることをえ
為一定ノ行為ヲ禁止若ハ制限スルコトヲ得

② ぜんこうのきんしもしくはせいげんにしてほかのとどうふけんのりえきをほぜんするためひつようなるかまたはその
前項ノ禁止若ハ制限ニシテ他ノ都道府県ノ利益ヲ保全スル為必要ナルカ又ハ其ノ
りがいかんけいいちのとどうふけんにとどまらさるときはこくどうつうだいじんはぜんこうのしょっけんをしこうすることをえ
利害関係一ノ都道府県ニ止マラサルトキハ国土交通大臣ハ前項ノ職権ヲ施行スルコトヲ得

だいがじょう 第5条

とどうふけんちじはそのかんないにおいてだいにじょうによりこくどうつうだいじんのしていしたるとちをかんししおよびその
都道府県知事ハ其ノ管内ニ於テ第二条ニ依リ国土交通大臣ノ指定シタル土地ヲ監視シ及其ノ
かんないにおけるさぼうせつびをかんりしそのこうじをしこうしそのいじをなすのぎむあるものとす
管内ニ於ケル砂防設備ヲ管理シ其ノ工事ヲ施行シ其ノ維持ヲナスノ義務アルモノトス

だいろくじょう 第6条

① さぼうせつびにしてほかのとどうふけんのりえきをほぜんするためひつようなるとき そのりがいかんけいいちの
砂防設備ニシテ他ノ都道府県ノ利益ヲ保全スル為必要ナルトキ、其ノ利害関係一ノ
とどうふけんにとどまらさるとき そのこうじしなんなるときまたはそのこうひしだいなるときはこくどうつうだいじんは
都道府県ニ止マラサルトキ、其ノ工事至難ナルトキ又ハ其ノ工費至大ナルトキハ国土交通大臣ハ
これをかんりし そのこうじをしこうしまたはそのいじをなすことをえ
之ヲ管理シ、其ノ工事ヲ施行シ又ハ其ノ維持ヲ為スコトヲ得

② ぜんこうのばあいにおいて はこくどうつうだいじんは そのさぼうせつびによりとくにりえきをうくるこうきょうだんたいの
前項ノ場合ニ於テハ国土交通大臣ハ其ノ砂防設備ニ因リ特ニ利益ヲ受クル公共団体ノ

ぎょうせいちょうにたいしそのこうじのしこうはそのいじをなすことをしじすることゝをえ
行政庁ニ対シ其ノ工事ノ施行又ハ其ノ維持ヲナスコトヲ指示スルコトヲ得

③ ほんじょうのばあいにおいて はこくどうつうだいじんはこのほうりつによりとどうふけんちじのゆうするしょっけんを
本条ノ場合ニ於テハ国土交通大臣ハ此ノ法律ニ依リ都道府県知事ノ有スル職權ヲ

ちやくせつしこうすることをえ
直接施行スルコトヲ得

だいしちじょう 第7条

とどうふけんちじはそのかんないのこうきょうだんたいのぎょうせいちょうにたいしさぼうこうじのしこうまたはさぼうせつびのいじ
都道府県知事ハ其ノ管内ノ公共団体ノ行政庁ニ対シ砂防工事ノ施行又ハ砂防設備ノ維持

をなすことをしじすることゝをえ
ヲナスコトヲ指示スルコトヲ得

だいはちじょう 第8条

ほかのこうじ さぎょうそのほかのこういによりさぼうこうじをしこうするのひつようをしょうするときとはとどうふけんちじ
他ノ工事、作業其ノ他ノ行為ニ因リ砂防工事ヲ施行スルノ必要ヲ生スルトキハ都道府県知事

はそのこういをなしたるものをしてそのこうじをしこうしまたはそのさぼうせつびのいじをなさしむることを
ハ其ノ行為ヲナシタル者ヲシテ其ノ工事ヲ施行シ又ハ其ノ砂防設備ノ維持ヲナサシムルコトヲ

え
得

だいきゅうじょう 第9条

ぎょうせいちょうはさぼうこうじのうけおいをなすことをえす
行政庁ハ砂防工事ノ請負ヲナスコトヲ得ス

だいじゅうじょう 第10条

さぼうこうじのうけおいのせいげんはめいれいをもてこれをさだむ
砂防工事ノ請負ノ制限ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

だいじゅういちじょう 第11条

だいにじょうによりこくどうつうだいじんのしていしたるとちにたいしてはちよくれいのさだむるところにしたがひちそその
第2条ニ依リ国土交通大臣ノ指定シタル土地ニ対シテハ勅令ノ定ムル所ニ従ヒ地租其ノ

ほかのこうかをげんめんすることをえ
他ノ公課ヲ減免スルコトヲ得

だいじゅういちじょうの に 第 1 1 条ノ 2

- ① とどうふけんちじはこくどうつうしょうれいのさだむるところによりさぼうのだいちょうをちょうせいしこれをほかんすべし
都道府県知事ハ国土交通省令ノ定ムル所ニ依リ砂防ノ台帳ヲ調製シ之ヲ保管スベシ
- ② さぼうのだいちょうはさぼうしていちだいちょうおよびさぼうせつびだいとす
砂防ノ台帳ハ砂防指定地台帳及砂防設備台帳トス

だいさんしょう さぼうにかんするひょうのふたん とちしょゆうしゃのけんりぎむならびにしゅうにゆうなど 第三章 砂防ニ関スル費用ノ負担、土地所有者ノ権利義務並収入等

だいじゅうにじょう 第 1 2 条

だいにじょうによりこくどうつうだいじんのしていしたるとちのかんしおよびさぼうせつびのかんり いじならびにさぼうこうじによ
第 2 条ニ依リ国土交通大臣ノ指定シタル土地ノ監視及砂防設備ノ管理、維持並砂防工事ニ要

するひょうはとどうふけんのふたんとす
スル費用ハ都道府県ノ負担トス

だいじゅうさんじょう 第 1 3 条

- ① さぼうこうじによするひょうについてはこっちはせいれいのさだむるところによりそのにぶんのいちをふたんすただし
砂防工事ニ要スル費用ニ付テハ国庫ハ政令ノ定ムル所ニ依リ其ノ二分ノ一ヲ負担ス但シ

とうがいさぼうこうじがさいがいによるどしゃのほうかいなどのきけんなるじょうきょうにたいしよするためにしこうするきんきゅうさぼう
当該砂防工事ガ災害ニ因ル土砂ノ崩壊等ノ危険ナル状況ニ対処スル為ニ施行スル緊急砂防

じぎょうにかかわるものなるときはさんぶんのにとうがいさぼうこうじがさいどさいがいをぼうしするためにしこう
事業ニ係ルモノナルトキハ三分ノ二当該砂防工事ガ再度災害ヲ防止スル為ニ施行

するものにしてまたはかざんち ひさんろくもしくはかざんげんしょうによりいちじるしきひがいをうくるのおそれあるちいきに
スルモノニシテ又ハ火山地、火山麓若ハ火山現象ニ因リ著シキ被害ヲ受クルノ真アル地域ニ

おいてしこうするものにしてさいがいによるどしゃのほうかいなどのきけんなるじょうきょうにたいしよするためにしこうする
於テ施行スルモノニシテ災害ニ因ル土砂ノ崩壊等ノ危険ナル状況ニ対処スル為ニ施行スル

きんきゅうさぼうじぎょうにかかわるもの以外ノモノナルトキハ十分ノ五・五ヲ国庫ノ負担割合トス
緊急砂防事業ニ係ルモノ以外ノモノナルトキハ十分ノ五・五ヲ国庫ノ負担割合トス

- ② こうじひょうせいさんのうえよさんよりげんすることあるもすでにこうふしたるきんがくはこれをかんぶ
工事費用精算ノ上予算ヨリ減スルコトアルモ既ニ交付シタル金額ハ之ヲ還付

せしめさることをえ
セシメサルコトヲ得

- ③ さいがいによりひつようをしょうしたるさぼうこうじによするひょうはほんじょうによるのがざりにあらず
災害ニ因リ必要ヲ生シタル砂防工事ニ要スル費用ハ本条ニ依ルノ限ニ在ラス

だいじゅうよんじょう 第 14 条

① だいろくじょうによりこくどうつうだいじんにおいてさぼうせつびのかんりおよびいじをなしまたはさぼうこうじをしこうする
第 6 条ニ依リ国土交通大臣ニ於テ砂防設備ノ管理及維持ヲナシ又ハ砂防工事ヲ施行スル

ばあいにおいてはそのひようはここのふたんとす
場合ニ於テハ其ノ費用ハ国庫ノ負担トス

② ぜんこうのばあいにおいてはこくどうつうだいじんはとどうふけんをしてぜんこうひようのさんぶんのいちをふたんせしむ
前項ノ場合ニ於テハ国土交通大臣ハ都道府県ヲシテ前項費用ノ三分ノ一ヲ負担セシム

だいじゅうごじょう 第 15 条

とどうふけんちじはそのかんないのこうきょうだんたいにさぼうにかんするひようのいちぶをふたんせしむることをえ
都道府県知事ハ其ノ管内ノ公共団体ニ砂防ニ関スル費用ノ一部ヲ負担セシムルコトヲ得

だいじゅうろくじょう 第 16 条

さぼうこうじにしてほかのこうじ さぎょうそののほかのこういによりひつようをしょうするものなるときはそのひようは
砂防工事ニシテ他ノ工事、作業其ノ他ノ行為ニ因リ必要ヲ生スルモノナルトキハ其ノ費用ハ

こうじのひつようをしょうするていどにおいてそのげんいたるこうじ さぎょうそののほかのこういにかんしひようをふたんするもの
工事ノ必要ヲ生スル程度ニ於テ其ノ原因タル工事、作業其ノ他ノ行為ニ関シ費用ヲ負担スル者

をしてこれをふたんせしむることをえただしかせんほうだいろくじゅうはちじょうのばあいはこのかぎりにあらず
ヲシテ之ヲ負担セシムルコトヲ得但シ河川法第 6 8 条ノ場合ハ此ノ限ニ在ラス

だいじゅうしちじょう 第 17 条

さぼうこうじにしてほかのとどうふけんもしくはほかのとどうふけんないのこうきょうだんたいにおいていちじるしくりえきをう
砂防工事ニシテ他ノ都道府県若ハ他ノ都道府県内ノ公共団体ニ於テ著シク利益ヲ受

くるものなるときはそのとどうふけんわかはそのとどうふけんないのこうきょうだんたいをしてそのひようのいちぶをふたん
クルモノナルトキハ其ノ都道府県若ハ其ノ都道府県内ノ公共団体ヲシテ其ノ費用ノ一部ヲ負担

せしむることをえ
セシムルコトヲ得

だいじゅうはちじょう 第 18 条

① このほうりつもしくはこのほうりつにもとづきてはつするめいれいによりぎょうせいちょうのめいしたるじこうをじゅんしゅする
此ノ法律若ハ此ノ法律ニ基キテ発スル命令ニ依リ行政庁ノ命シタル事項ヲ遵守スル

ためによするひようはとくべつのかていをもうけたるばあいをのぞくほかそのめいをうけたるものふたんとす
為ニ要スル費用ハ特別ノ規程ヲ設ケタル場合ヲ除クノ外其ノ命ヲ受ケタル者ノ負担トス

② こくどうつうだいじんもしくはとどうふけんちじにおいてぎむしゃのりこうすへきぎむをみづからしっこうしまたはだいさんしゃ
国土交通大臣若ハ都道府県知事ニ於テ義務者ノ履行スヘキ義務ヲ自ラ執行シ又ハ第三者

をしてしつこうせしめたるかためにようしたるひようはそのぎむしやよりこれをついちょうすることをえ
ヲシテ執行セシメタルカ為ニ要シタル費用ハ其ノ義務者ヨリ之ヲ追徴スルコトヲ得

だいじゅうきゅうじょう 第 1 9 条

こうきょうだんたいはさぼうこうじもしくはさぼうにかんするひようのためきふをなすことをえ
公共団体ハ砂防工事若ハ砂防ニ関スル費用ノ為寄付ヲナスコトヲ得

だいにじゅうじょう 第 2 0 条

こうきょうだんたいはさぼうにかんするひようにつきしじんもしくはそのくいきないのこうきょうだんたいにほじよをなすことをえ
公共団体ハ砂防ニ関スル費用ニ付キ私人若ハ其ノ区域内ノ公共団体ニ補助ヲナスコトヲ得

だいにじゅういちじょう 第 2 1 条

こうきょうだんたいはさぼうにかんするひようにつきりがいかんけいのこうはくをひようじゆんとしてそのくいきないにおいてふきんいつ
公共団体ハ砂防ニ関スル費用ニ付キ利害関係ノ厚薄ヲ標準トシテ其ノ区域内ニ於テ不均一
のふかをなすことをえ
ノ賦課ヲナスコトヲ得

だいにじゅうにじょう 第 2 2 条

さぼうこうじのためひつようなるときはとどうふけんちじはかんないのどちもしくははしんりんのしょゆうしやにめいしほしょうきん
砂防工事ノ為必要ナルトキハ都道府県知事ハ管内ノ土地若ハ森林ノ所有者ニ命シ補償金

としてじかそうとうのきんがくをかふしてそのしょゆうにかかわるどせき されき しぼくさ たけきおよびうんばんぐをきょうきゅう
トシテ時価相当ノ金額ヲ下付シテ其ノ所有ニ係ル土石、砂礫、芝草、竹木及運搬具ヲ供給

せしむることをえただしじかにかんしてきょうぎとどえはさるときまたはしょゆうしやふめいなるときまたはその
セシムルコトヲ得但シ時価ニ関シテ協議整ハサルトキ又ハ所有者不明ナルトキ若ハ其ノ

しょざいふめいなるときはとどうふけんちじはそうとうとみとむるきんがくをきょうたくしてほんじょうのきょうきゅう
所在不明ナルトキハ都道府県知事ハ相当ト認ムル金額ヲ供託シテ本条ノ供給

をなさしむることをえ
ヲナサシムルコトヲ得

だいにじゅうさんじょう 第 2 3 条

① さぼうのためひつようなるときはぎょうせいちょうはだいにじょうによりこくどうつうだいじんのしていしたるとちまたはこれ
砂防ノ為必要ナルトキハ行政庁ハ第二条ニ依リ国土交通大臣ノ指定シタル土地又ハ之

にりんせつするとちにたちいりまたはそのとちをざいりょうおきばなどにきょうしまたはやむをえさるときはそのとちに
ニ隣接スル土地ニ立入り又ハ其ノ土地ヲ材料置場等ニ供シ又ハ已ムヲ得サルトキハ其ノ土地ニ

げんざいするしょうがいぶつをじよきやくすることをえ
現在スル障害物ヲ除却スルコトヲ得

② ぜんこうのてきようによりそんがいをうけたるものはしょうもしくはじよきやくのごさんかげついにほしょうきをせいきゆう
前項ノ適用ニ依リ損害ヲ受ケタル者ハ使用若ハ除却ノ後三箇月以内ニ補償金ヲ請求

することをえ
スルコトヲ得

だいにじゅうよんじょう 第 2 4 条

だいにじょうによりこくどうつうだいじんのでいてしたるとちのしょうしやもしくはかんけいじんはぎょうせいちょうもしくはそのめいを
第 2 条ニ依リ国土交通大臣ノ指定シタル土地ノ所有者若ハ関係人ハ行政庁若ハ其ノ命ヲ
うけたるしじんにおいてそのとちにさぼうこうじをしこうしまたはさぼうせつびのいじをなすことをごぼむことを
受ケタル私人ニ於テ其ノ土地ニ砂防工事ヲ施行シ又ハ砂防設備ノ維持ヲナスコトヲ拒ムコトヲ

えす
得ス

だいにじゅうごじょう 第 2 5 条

ほうりつ めいれいもしくはきよかにんかのじょうけんにいはいしたるこうじ せつびもしくはこうさくぶつのかんりによりそんがいをう
法律、命令若ハ許可認可ノ条件ニ違背シタル工事、設備若ハ工作物ノ管理ニ因リ損害ヲ受

けしめたるものはそのそんがいをばいしょうすへし
ケシメタル者ハ其ノ損害ヲ賠償スヘシ

だいにじゅうろくじょう 第 2 6 条

このほうりつによりぎょうせいちょうにおいてかふすへきほしょうきんもしくはばいしょうきんはそのぎょうせいちょうのちよくせつにかんかつ
此ノ法律ニ依リ行政庁ニ於テ下付スヘキ補償金若ハ賠償金ハ其ノ行政庁ノ直接ニ管轄

するこうきょうだんたいのふたんとす
スル公共団体ノ負担トス

だいにじゅうしちじょう 第 2 7 条

さぼうせつびよりしょうするしゅうにゆうはとどうふけんにかきすただしとどうふけんちじはそのしゅうにゆうをだいにじょうにより
砂防設備ヨリ生スル収入ハ都道府県ニ帰ス但シ都道府県知事ハ其ノ収入ヲ第二条ニ依リ

こくどうつうだいじんのでいてしたるとちもしくはそのとちにあるしんりんのしょうしやまたはそのさぼうせつびのしせつものに
国土交通大臣ノ指定シタル土地若ハ其ノ土地ニ在ル森林ノ所有者又ハ其ノ砂防設備ノ施設者ニ

かふすることをえ
下付スルコトヲ得

だいにじゅうはちじょう 第 2 8 条

さぼうせつびにしてそのこうようをはいしたるときはとどうふけんちじはこれをそのさぼうせつびのげんざいする
砂防設備ニシテ其ノ公用ヲ廢シタルトキハ都道府県知事ハ之ヲ其ノ砂防設備ノ現在スル

とちもしくはしんりんのしょゆうしゃにかふすることをえ
土地若ハ森林ノ所有者ニ下付スルコトヲ得

だいよんしょう けいさつ かんとくおよびきょうせいてつづき 第四章 警察、監督及強制手続

だいにじゅうきゅうじょう 第 2 9 条

だいよんじょうによりこくどうつうだいじんもしくはとどうふけんちじにおいていつていのじこうにたいしきよかをうけしめたる
第 4 条ニ依リ国土交通大臣若ハ都道府県知事ニ於テ一定ノ事項ニ対シ許可ヲ受ケシメタル

ばあいにおいてひつようとむるときはこくどうつうだいじんもしくはとどうふけんちじはそのきよかをとりけしもしくはその
場合ニ於テ必要ト認ムルトキハ国土交通大臣若ハ都道府県知事ハ其ノ許可ヲ取消シ若ハ其ノ

こうりよくをていししもしくはそのじょうけんをへんこうしまたはせつびのへんこうもしくはげんけいのかいふくをめいしまたはきよか
効力ヲ停止シ若ハ其ノ条件ヲ変更シ又ハ設備ノ変更若ハ原形ノ回復ヲ命シ又ハ許可

せられたるじこうによりしょうするがいをよぼうするためにひつようなるせつびをめいすることをえ
セラレタル事項ニ因リ生スル害ヲ予防スル為ニ必要ナル設備ヲ命スルコトヲ得

だいさんじゅうじょう 第 3 0 条

ほうりつ めいれいもしくはきよかのじょうけんにはいしたるものはぎょうせいちょうのめいするところにしたがひそのいはいによりて
法律、命令若ハ許可ノ条件ニ違背シタル者ハ行政庁ノ命スル所ニ従ヒ其ノ違背ニ因リテ

しょうするじじつをこうせいしかつそのいはいによりてしょうすへきそんがいをよぼうするためにひつようなるせつび
生スル事実ヲ更正シ且其ノ違背ニ因リテ生スヘキ損害ヲ予防スル為ニ必要ナル設備

をなすへし
ヲナスヘシ

だいさんじゅういちじょう 第 3 1 条

とどうふけんちじはだいにじょうによりこくどうつうだいじんのしていしたるとちかんしのためならびにさぼうせつびかんりの
都道府県知事ハ第 2 条ニ依リ国土交通大臣ノ指定シタル土地監視ノ為並砂防設備管理ノ

ためりんをおくへし
為吏員ヲ置クヘシ

だいさんじゅうにじょう 第 3 2 条

① こくどうつうだいじんはさぼうにかんするぎょうせいにつつきこうきょうだんたいのぎょうせいちょうにひつようなるしじ
国土交通大臣ハ砂防ニ関スル行政ニ付キ公共団体ノ行政庁ニ必要ナル指示

をなすことをえ
ヲナスコトヲ得

② ² 都道府県知事は、² せいのさだむるところにより、その² かんないのこうきょうだんたいのぎょうせいちょうにひつようなるしじ

をなすことをえ
ヲナスコトヲ得

③ ³ 此ノ法律ニ規定シタル事項ニシテ国土交通大臣若ハ都道府県知事ノ認可ヲ要スルモノハ

せいを も てこれをさだむ
政令ヲ以テ之ヲ定ム

④ ⁴ 第 1 9 条 及 第 2 0 条 ニ規定シタル事項並此ノ法律ニ依リ行政庁ニ付与シタル

しよっけんにかんしては、めいを も てせいげんをもうくることをえ
職権ニ関シテハ命令ヲ以テ制限ヲ設クルコトヲ得

だいさんじゆうさんじょう 第 3 3 条

ほかの² とうふけんもしくはほかの² とうふけんないの² こうきょうだんたいもしくは² じんをしてひようをふたんせしむるためにひつよう
他ノ都道府県若ハ他ノ都道府県内ノ公共団体若ハ私人ヲシテ費用ヲ負担セシムル為ニ必要

なるてつぎは、せいを も てこれをさだむ
ナル手續ハ政令ヲ以テ之ヲ定ム

だいさんじゆうよんじょう さく じよ 第 3 4 条 削 除

だいさんじゆうごじょう さく じよ 第 3 5 条 削 除

だいさんじゆうろくじょう 第 3 6 条

しじんにおいてその² ほうりつもしくはその² ほうりつにもとづきてはつするめいれいによる² ぎむをおこたるときは
私人ニ於テ此ノ法律若ハ此ノ法律ニ基キテ発スル命令ニ依ル義務ヲ怠ルトキハ

こくどうつうだいじんもしくは² とうふけんちじは、いつの² きげんをしめしもし² きげんないにりこうせさるときもしくはこれをりこう
国土交通大臣若ハ都道府県知事ハ一定ノ期限ヲ示シ若シ期限内ニ履行セサルトキ若ハ之ヲ履行

するもふじゅうぶんなるときは、² ごひやくえんないにおいてして² かりょうにしよすることをよこくしてそのりこうを
スルモ不十分ナルトキハ五百円以内ニ於テ指定シタル過料ニ処スルコトヲ予告シテ其ノ履行ヲ

めいすることをえ
命スルコトヲ得

だいさんじゆうしちじょう 第 3 7 条

¹
① このほうりつもしくはこのほうりつにもとづきてはつするめいれいにきていしたるじこうにかんしほしょうきをのうふ
此ノ法律若ハ此ノ法律ニ基キテ発スル命令ニ規定シタル事項ニ関シ保証金ヲ納付

せしめたるばあいにおいてはぎょうせいちょうにおいてじかにこれをもとのうふのもくてきまたはかりょうにじゅうようすることをえ
セシメタル場合ニ於テハ行政庁ニ於テ直ニ之ヲ基ノ納付ノ目的又ハ過料ニ充用スルコトヲ得

²
② 前項保証金ハ他ノ債権ノ為ニ差押フルコトヲ得ス

だいさんじゅうはちじょう 第 3 8 条

¹
① このほうりつもしくはこのほうりつにもとづきてはつするめいれいによりしじんにおいてふたんすへきひようおよびかりょうは
此ノ法律若ハ此ノ法律ニ基キテ発スル命令ニ依リ私人ニ於テ負担スヘキ費用及過料ハ

このほうりつにおいてとくにみんじそしょうをゆるしたるばあいをのぞくのがいぎょうせいちょうにおいてこくぜいたいのうしょぶんのれいによ
此ノ法律ニ於テ特ニ民事訴訟ヲ許シタル場合ヲ除クノ外行政庁ニ於テ国税滞納処分ノ例ニ依

りこれをちょうしゅうすることをえ
リ之ヲ徴収スルコトヲ得

²
② 前項ノ費用及過料ニ付キ行政庁ハ国税及地方税ニ次キ先取特権ヲ有スルモノトス

だいさんじゅうきゅうじょう 第 3 9 条

¹
① このほうりつもしくはこのほうりつにもとづきてはつするめいれいによりぎょうせいちょうにふよしたるしょっけんは
此ノ法律若ハ此ノ法律ニ基キテ発スル命令ニ依リ行政庁ニ付与シタル職権ハ

ぎょうせいしょぶんによりこれをきょうせいすることをえ
行政処分ニ依リ之ヲ強制スルコトヲ得

²
② ぎょうせいちょうのきよかもしくはにんかにふしたるじょうけんにかんしてもまたほんじょうおよびぜんじょうをじゅんようす
行政庁ノ許可若ハ認可ニ附シタル条件ニ関シテモ亦本条及前条ヲ準用ス

だいやんじゅうじょう 第 4 0 条

このほうりつもしくはこのほうりつにもとづきてはつするめいれいにきていしたるじこうにかんしてはさぼうしさつのしょくむを
此ノ法律若ハ此ノ法律ニ基キテ発スル命令ニ規定シタル事項ニ関シテハ砂防視察ノ職務ヲ

ゆうするかんりをしてめいれいのさだむるところにしたがひけいさつかんのしょっけんのぜんぶもしくはいちぶをしっこうせしむることを
有スル官吏ヲシテ命令ノ定ムル所ニ從ヒ警察官ノ職権ノ全部若ハ一部ヲ執行セシムルコトヲ

え
得

だいやんじゅういちじょう 第 4 1 条

このほうりつにきていしたるしじんのぎむにかんしてはめいれいをもてひやくえんいなきのぼっきんもしくはいちねんいかの
此ノ法律ニ規定シタル私人ノ義務ニ関シテハ命令ヲ以テ二百円以内ノ罰金若ハ一年以下ノ

きんこのばっそくをもうくることを
禁錮ノ罰則ヲ設クルコトヲ得

だいごしょう ほん そく 第五章 補 則

だいにんじゅうにじょう さく じょ 第 4 2 条 削 除

だいにんじゅうさんじょう 第 4 3 条

① だいにじゅうにじょうまたはだいにじゅうさんじょうによりかふすべきほしょうきんがくにたいしふふくあるものはぎょうせいちょうにおいてほしょうきんがくのつうちをなしたるひよりさんかげついないにうたえをもてそのぞうがくをせいきゅうすることをえ

テ補償金額ノ通知ヲナシタル日ヨリ三箇月以内ニ訴ヲ以テ其ノ増額ヲ請求スルコトヲ得

② ぜんこうのうたえにおいてはとどうふけんをもてひこくとすただしこくどうつうだいじんのかんりするさほうせつびまたはそ

のしこうするこうじにかかわるものによりてはくにをもてひこくとす
ノ施行スル工事ニ係ルモノニ在リテハ国ヲ以テ被告トス

だいにんじゅうよんじょう 第 4 4 条

このほりつにきていしたるこくどうつうだいじんのしよっけんはこくどうつうしやうれいのさだむるところによりそのいちぶを
此ノ法律ニ規定シタル国土交通大臣ノ職権ハ国土交通省令ノ定ムル所ニ依リ其ノ一部ヲ

ちほうせいびきょくちやうまたはほっかいどうかいほつきょくちにいにんすること
をえ
地方整備局長又ハ北海道開発局長ニ委任スルコトヲ得

だいにんじゅうごじょう 第 4 5 条

① このほりつにきていによりちほうこうきやうだんたいがしよりすることとされているじむのないひだりにあ

ぐるものはちほうじちほう しょうわにじゅうにねんほりつだいろくじゅうしちごう だいにじょうだいきゅうこうだいいちごうにきていする
グルモノハ地方自治法（昭和22年法律第67号）第2条第九項第一号ニ規定スル

だいいちごうほうていじむたくじむ じこうにおいてだいいちごうほうていじむたくじむとしょうす とす
第一号法定受託事務（次項ニ於テ第一号法定受託事務ト称ス）トス

いち だいにんじょうだいいちごう だいごじょう だいろくじょうだいにこう だいいちじょう だいはちじょう だいにんじゅういちじょうの にだいいちごう
一 第4条第一項、第5条、第6条第二項、第7条、第8条、第11条ノ2第一項、

だいにんじゅうごじょうないしだいにんじゅうしちじょう だいにんじゅうはちじょうだいにこう だいにんじゅうにじょう だいにんじゅうさんじょうだいいちごう だいにんじゅうはちじょうないしだいに
第15条乃至第17条、第18条第二項、第22条、第23条第一項、第28条乃至第

さんじゅうじょう だいにんじゅうにじょうだいにこう だいにんじゅうろくじょうおよびだいにんじゅうはちの きていによりとどうふけんがしより
30条、第32条第二項、第36条及第38ノ規定ニ依リ都道府県ガ処理

することとされているじむ
スルコトトサレテイル事務

に だいろくじょうだいにこう だいしちじょうおよびだいにじゅうさんじょうだいいちこうのきていによりしちょうそんがしより
二 第6条第二項、第7条及第23条第一項ノ規定ニ依リ市町村ガ処理

することとされているじむ
スルコトトサレテイル事務

② ほかのほうりつおよびこれにもとづくせいのきていによりとどうふけんがだいにじょうによりこくどうつうだいじんのしてい
② 他ノ法律及之ニ基ク政令ノ規定ニ依リ都道府県ガ第二条ニ依リ国土交通大臣ノ指定

したるとちのかんりにかんししよりすることとされているじむはだいちごうほうていじむたくじむとす
シタル土地ノ管理ニ関シ処理スルコトトサレテイル事務ハ第一号法定受託事務トス

だいよんじゅうろくじょう さく じょ 第46条 削除

だいろくしやう ふ そく 第六章 附 則

だいよんしちじょう 第47条

① このほうりつはめいじさんじゅうねんよんがつついたちよりしこうす
① 此ノ法律ハ明治30年4月1日ヨリ施行ス

② このほうりつをしこうするためにひつようなるきていはめいれいをもてこれをさだむ
② 此ノ法律ヲ施行スル為ニ必要ナル規程ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

だいよんじゅうはちじょう 第48条

だいにじょうによりこくどうつうだいじんのしていしたるとちにあるじゅうらいのさぼうにかんしてはちよくれいをもてとくべつ
第2条ニ依リ国土交通大臣ノ指定シタル土地ニ在ル従来ノ砂防ニ関シテハ勅令ヲ以テ特別
のきていをもうくるばあいをのぞくのがいそのほうりつのきていによる
ノ規程ヲ設クル場合ヲ除クノ外此ノ法律ノ規程ニ依ル

だいよんじゅうきゅうじょう だいがじゅうにじょう しょうりやく 第49条～第52条 <省略>

ふ そく たいしょうじゅうさん しち じゅうはちほうりつさんごう 附 則 (大正13.07.18法律3号)

ほんほうはこうふのひよりこれをしこうす
本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

ふ そく しょう しょうさんじゅうはち ろく いちほうりつきゅうじゅうよんごう 附 則 抄 (昭38.06.01法律94号)

1 (施行期日) この法律は、公布の日から施行し、改正後の砂防法第3条ノ2の規定は、

昭和38年1月1日以後に発生した災害に関し適用する。

附則抄 (平11.07.16法律87号)

第1条 (施行期日) この法律は、平成12年4月1日から施行する。ただし、次の各号

に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。＜以下、略＞

第125条 (砂防法の一部改正に伴う経過措置) ① 施行日前に第400条の規定

による改正前の砂防法（以下この条において「旧砂防法」という。）第6条第二項又は第7条

の規定によりされた命令は、それぞれ第400条の規定による改正後の砂防法（以下この条に

おいて「新砂防法」という。）第6条第二項又は第7条の規定によりされた指示とみなす。

② 新砂防法第11条ノ2に規定する砂防ノ台帳に相当するものとして建設省令で定め

る砂防の台帳であつてこの法律の施行の際現に調製し、保管しているものに関する新砂防法の

規定の適用については、当該砂防の台帳を同条の規定により調製し、保管する砂防ノ台帳

とみなす。

附則抄 (平11.12.22法律160号)

第1条 (施行期日) この法律（第2条及び第3条を除く。）は、平成13年1月6日か

ら施行する